（輸出取引等の証明に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（次条において「新規則」という。）第五条第一項第二号及び第十六条第二項の規定は、令和三年十月一日以後にする同号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は同項に規定する資産の輸出に係る証明について適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の消費税法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は旧規則第十六条第二項に規定する資産の輸出に係る証明については、なお従前の例による。

（本人確認書類の範囲等に関する経過措置）

第三条　新規則第十五条の四第一項第一号チ及び第二号の規定は、令和三年十月一日以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税仕入れ（同法第三十条第十一項に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

○財務省令第十九号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第四項、第三十四条の三第一項及び第百十七条第三項並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第七条の二第二号、第十六条及び第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（以下この条」を「（以下この項及び次項」に、「交付送達を行なう職員」を「交付送達を行う職員」に、「（交付送達」を「（書類の送達」に、「行なつた」を「行つた」に、「署名押印（記名押印を含む。以下この条」を「署名（記名を含む。以下この項」に、「署名押印の」を「署名の」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改め、同条第二項中「交付送達を行なう職員」を「交付送達を行う職員」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三項中「（消費税等」を「（定義」に改める。

第一条の三第二項中「、当該」を「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第三十四条第四項に規定する国外納付者は、同項の規定により国税を納付する場合には、国税局長又は税務署長に対し、納付書（同条第一項に規定する納付書をいう。次条第一号及び第二条第二項（納付委託の対象）において同じ。）及び金融機関の法第三十四条第四項に規定する国外営業所等を通じて送金したことを証する書類（以下この項において「納付書等」という。）の提出（当該納付書等の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該納付書等に記載すべき事項の提供を含む。）をしなければならない。

第一条の四第一号中「（法第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書をいう。以下この号及び次条第二項において同じ。）」を削る。

第二条第一項に次の一号を加える。

三　法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする金額が三十万円以下であり、かつ、当該国税を納付しようとする者が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項（定義）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（第三項第二号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によつて決済することができる金額以下である場合

第二条第三項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により国税を納付する場合　次に掲げる事項

イ　納付書記載事項

ロ　当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

二　第三者型前払式支払手段による取引等により国税を納付する場合　次に掲げる事項

イ　納付書記載事項

ロ　当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項

第三条中「、当該」を「当該」に改め、同条第二号中「第二百三十一条の二第六項（証紙による収入の方法等）を「第二百三十一条の二の三第一項（指定納付受託者」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第十一条の見出しを「（担保の提供手続）」に改め、同条に次の五項を加える。

2　令第十六条第一項本文に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　供託書の正本

二　担保を提供する旨の書類（担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。）

三　その他担保の提供に関し必要と認められる書類